

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	「地方税法」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人または法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料及び本市の調査に基づき、住民税を賦課する。 2 番号利用法の別表第二に掲げる事務のうち個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 宛名(行政基本)システム 3 収納管理システム 4 団体内統合利用番号連携システム 5 中間サーバ 6 証明書コンビニ交付システム 7 住民税原票管理システム 8 国税連携システム 9 地方税ポータルシステム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第10号 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠) 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課
②所属長の役職名	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 079-559-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課 079-559-5053

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	公表日	平成29年2月1日		事後	自動交付機の10月31日撤去による
平成30年11月1日	システムの名称	6 証明書自動交付システム	削除	事後	自動交付機の10月31日撤去による
平成30年11月1日	システムの名称	7 証明書コンビニ交付システム	6 証明書コンビニ交付システム	事後	自動交付機の10月31日撤去による
平成30年11月1日	部署	財務室	歳入推進室	事後	自動交付機の10月31日撤去による
平成30年11月1日	所属長	財務室 税務課 本 克巳	歳入推進室 税務課長	事後	自動交付機の10月31日撤去による
平成30年11月1日	連絡先	財務室	歳入推進室	事後	自動交付機の10月31日撤去による
平成30年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 個人住民税システム 2 宛名(行政基本)システム 3 収納管理システム 4 団体内統合利用番号連携システム 5 中間サーバ 6 証明書コンビニ交付システム	1 個人住民税システム 2 宛名(行政基本)システム 3 収納管理システム 4 団体内統合利用番号連携システム 5 中間サーバ 6 証明書コンビニ交付システム 7 住民税原票管理システム 8 国税連携システム 9 地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	
平成31年3月28日	IVリスク管理	項目なし	項目の追加	事前	様式の変更による
令和2年9月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「地方税法」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 個人または法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料及び本市の調査に基づき、住民税を賦課する。 2 番号法の別表第二に掲げる事務のうち個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	「地方税法」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 個人または法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料及び本市の調査に基づき、住民税を賦課する。 2 番号法の別表第二に掲げる事務のうち個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和2年9月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1 番号利用法 第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更にならない。
令和2年9月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号および別表第二 27の項 2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号および別表第二 (第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 3 (主務省令における情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 4 (主務省令における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第20条	1 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85- 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更にならない。
令和2年9月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年9月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第10号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27の項 2 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85- 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠)第20条	1 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27の項 2 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85- 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠)第20条	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月16日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	